平成２５年（フ）第１９３号
広島県福山市瀬戸町大字山北336番地５
破産者　山崎　孝子（旧姓矢吹）
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９６号
山口県防府市大字高井531番地の１鶴原第２マンション30Ａ号、開始決定時の住所山口県防府市中西１番５号
破産者　田中　敏彦
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
高知市桟橋通４丁目12番36号　ウインビル302、開始決定時の住所高知市仲田町１番３号　サンビレッジＦ―Ｂ102
破産者　豊崎　正人
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第８６６９号
埼玉県さいたま市見沼区大字西山村新田60番地１
破産者　ツクシハウス株式会社
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４９２号
埼玉県朝霞市仲町１丁目11―14―102、開始決定時の住所埼玉県朝霞市根岸台６丁目５―14　大洋ハイツ１号
破産者　本間　裕之（旧姓今井）
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２１号
東京都葛飾区南水元３丁目６－１－244、開始決定時の住所東京都荒川区南千住８丁目６－２－1215
破産者　馬場　健一
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８２５号
東京都新宿区西新宿４丁目32番６号
破産者　株式会社日本ウェルネス
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４９２号
東京都小平市鈴木町２丁目187―301
破産者　西野　　晋
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３７号
埼玉県深谷市本田4919、住民票上の住所埼玉県深谷市瀬山586－６
破産者　渡邉　市朗
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８５７号
東京都渋谷区笹塚３―58―２　２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区大山町２番17号301
破産者　株式会社サイトデザイン
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８５８号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809―293
破産者　木下　正己
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２９２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向西22―３―1402
破産者　鈴木　義尚
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８０号
東京都文京区小日向４丁目２番６号
破産者　株式会社エムエスシー
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６３１号
東京都江東区南砂２丁目３番１―120号
破産者　株式会社小西商店
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１５９号
東京都世田谷区弦巻５丁目９番７―42号、開始決定時の住所東京都世田谷区用賀３丁目17―17―304
破産者　杲田　康平
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２１３号
東京都中野区本町３丁目１―１―302
破産者　北川　　滋
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４０５号
東京都板橋区徳丸２丁目４―14―205、開始決定時の住所東京都板橋区徳丸４丁目27―２
破産者　杉浦　弘子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７８１号
東京都立川市幸町４丁目52―１　幸町団地26棟713号、開始決定時の住所東京都東大和市桜が丘１丁目1425―３―410
破産者　柳川　賢治
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部